

### 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和8年度松山市権利擁護センター運営事業業務委託		
履行場所	市長が指示する場所		
委託の内容	権利擁護センターを設置し、認知症高齢者等、判断能力が不十分な人の権利を尊重し擁護するとともに、地域福祉の観点から、地域住民が後見等業務の新たな担い手として活動できるよう育成及び支援することで、成年後見制度の利用促進を図る。		
履行期間	令和	8	年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日
契約年月日	令和	8	年 4 月 1 日
契約金額	22,028,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	松山市若草町8番地2	
	名称	社会福祉法人 松山市社会福祉協議会	
選定理由	社会福祉関係業務等公益事業に供するための委託であり、本市の社会福祉事業に永年携わっている同協議会が持つ専門性や地域と連携できる組織力が無ければ遂行ができないため		
契約担当課	長寿福祉課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。